平成２７年（フ）第４１９５号
東京都品川区西五反田２丁目９－７－811
債務者　内山田智恵子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０１号
神奈川県横浜市泉区上飯田町1331－25－104
債務者　林　せつ子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２１号
東京都品川区戸越２丁目１－18－201
債務者　新保　公宏
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２２号
東京都墨田区向島２丁目10－２－409
債務者　平山　利昭
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２５号
東京都足立区佐野１丁目９－９－204
債務者　井組　元裕
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３４号
東京都葛飾区東金町２丁目13－10　特別養護老人ホーム東かなまち桜園
債務者　森下　とし
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６７号
東京都八王子市四谷町781番地クエールコート203号
債務者　大坪　正樹
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２０号
横浜市中区本牧町２丁目442番地　伊藤アルデアＤ号室
債務者　八木　里歌
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３２号
横浜市西区戸部町１丁目５番地　渡辺ビル502号
債務者　森松　　克
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４６号
神奈川県藤沢市花の木16番24号　シャンブルコモード2211号
債務者　阿部　幸男
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７２号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地　県営長津田団地16棟401号
債務者　中島　智子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
静岡市駿河区登呂２丁目７番20－１号
債務者　丹　真梨子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６号
静岡市駿河区中野新田335番地　サンビレッジタカス410号
債務者　野村茂こと　姜　　仁伯
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５８号
東京都羽村市五ノ神３丁目３番地７ダイアパレス羽村404
債務者　岩崎　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
栃木県佐野市堀米町1648番地、前住所栃木県佐野市金吹町2362番地１　516号
債務者　和泉　秀夫
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部